○観光庁

一　通訳案内士法施行規則第二十八条第三号、第四号及び第六号の観光庁長官が定める通訳案内の研修に係る内容及び方法等の基準を定める告示　四1八四

二　外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針の一部を改正する等の告示　四1八五

三　旅行業法施行規則第十二条第三項の規定に基づき観光庁長官が定めるもの　四1八六

四　旅行サービス手配業務取扱管理者研修の内容及び方法の基準等を定める告示　四1八六

○海上保安庁

一　船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示の一部を改正する告示　四1八七

二　港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号及び港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号の一部を改正する告示　四1八八

三　巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示の一部を改正する告示　四1九〇

四　指定海域への入域に関する通報の方法に関する告示　四1九一

五　東京湾海上交通センターが運用する横浜船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示　四1九一

六　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示　九一〇

七　〃　九六

八　航路標識に関する件　九六

九　船舶気象通報規程の一部を改正する告示　一〇九

一〇　伊勢湾海上交通センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示等の一部を改正する告示　一一六

一一　航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示　一八10一七

一二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件　一九六

○環境省

三　水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件　三一20五九

四　水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件　五七

五　特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の一部を改正する件　一五7九

一　原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理等に関する告示　一五7一〇

○原子力規制委員会

二　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第二十一条第一項第十四号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示　五2一七

○防衛省

一―一　海上における射撃訓練を実施する件　五2二一

一―二　海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　五八

一―三　海上における射撃訓練等を実施する件　五九

一―四　海上における射撃訓練を実施する件　一六一一

一―五　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　一八九

一―六　海上における射撃訓練を実施する件　二三五七

一―七　〃　二九七

○防衛装備庁

一　海上における射撃試験を実施する件　四七

○東北地方整備局

一　道路に関する件　一〇九

二　〃　一二八

三　〃　一五八

四　〃　一九八

五　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　二三五七

六　〃　一九八

七　〃　二五七

八　〃　三一20七一

九　道路に関する件　三一20七一

一〇　〃　二九八

一一　道路に関する件　一五八

一二　〃　一九八

一三　〃　二五八

一四　〃　二四九

一五　〃　二三七

一六　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の業務を行う事務所の所在地を変更する件　一七一〇

一七　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の住所等を変更する件　一七一〇

一八　道路に関する件　二三七

一九　都市計画に関する件　三一20七一

○北陸地方整備局

二〇　道路に関する件　一五八

二一　〃　一九八

二二　〃　二四九

二三　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の住所等を変更する件　一〇九七

二四　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の業務を行う事務所の所在地を変更する件　一二八

二五　道路に関する件　一〇九六

二六　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の住所等を変更する件　九七

二七　道路に関する件　九六

○関東地方整備局

二八　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の住所等を変更する件　九七

二九　道路に関する件　三一20七一

三〇　〃　二五七

三一　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　二三五七

三二　〃　一九八

三三　〃　一五八

三四　〃　一二八

三五　〃　九六

三六　〃　八五

三七　〃　七四

三八　〃　六三

三九　〃　五二

四〇　〃　四一

四一　〃　三一20

四二　〃　二九

四三　〃　二八

四四　〃　二七

四五　〃　二六

四六　〃　二五

四七　〃　二四

四八　〃　二三

四九　〃　二二

五〇　〃　二一

五一　〃　二〇

五二　〃　一九

五三　〃　一八

五四　〃　一七

五五　〃　一六

五六　〃　一五

五七　〃　一四

五八　〃　一三

五九　〃　一二

六〇　〃　一一

六一　〃　一〇

六二　〃　九

六三　〃　八

六四　〃　七

六五　〃　六

六六　〃　五

六七　〃　四

六八　〃　三

六九　〃　二

七〇　〃　一